昭和三十七年大蔵省令第三十一号

国税徴収法施行令第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第九十号)の全部を改正する省令を次のように定める。 (滞納処分費の納付の手続)

第一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号。以下「法」という。)第二条第六号(定義)に規定する納税者は、国税徴収法施行令(昭和三十四年政令第三百二十九号。 第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)に規定する納入告知書の送達を受けたときは、金銭に納入告知書を添えて納付しなければならない。 以下「令」という。)

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第一条の二 公売不動産 (法第九十九条の二 (暴力団員等に該当しないこと等の陳述) に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第一条の五第一項及び第二項 (最高価申込者等が暴力団員等 じ。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。 に該当しないと認めるべき事情がある場合)において同じ。)の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同

公売不動産の入札等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

公売不動産の入札等をしようとする者が個人であるときは、その生年月日及び性別

自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が個人であるときは、その氏名、住所又は居所、生年月日及び性別公売不動産の入札等をしようとする者が法人であるときは、その役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が法人であるときは、その名称及び住所並びにその役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別

が暴力団員等(法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の五第三項において同じ。)に該当しないこと。 公売不動産の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員)及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)

七 その他参考となるべき事項

一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等(第一条の五第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。)を受けて事業を行つている者である場合 公売不動産の入札等をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを国税局長、税務署長又は税関長に提出するものとする。 該指定許認可等を受けていることを証する書類 その者が当

二 | 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合 | その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類 (公売保証金に係る契約の要件)

法第百条第一項第二号(公売保証金)に規定する財務省令で定める要件は、期限を定めず入札者等(同項に規定する入札者等をいう。)に係る公売保証金に相当する現金を国税局長、

税

務署長又は税関長の催告により保証銀行等(同号に規定する保証銀行等をいう。)が納付することを約する契約であることとする。 (入札書に封をすることに相当する措置)

当該送信がされた時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置とする。 第六条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して送信がされた入札書に記載すべきこととされている事項が入力された当該入札の情報を、 法第百一条第一項(入札及び開札)に規定する財務省令で定める措置は、入札をしようとする者から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合)

いう。次項において同じ。)が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。 法第百六条の二第一項ただし書(調査の嘱託)に規定する財務省令で定める場合は、公売不動産の最高価申込者等(法第百条第六項第一号(公売保証金)に規定する最高価申込者等を

法第百六条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である

3 定するものをいう。 を受けようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しないことが同条第一号に規定する法令において当該許認可等の要件とされているもののうち国税庁長官が指 前二項に規定する指定許認可等とは、許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号(定義)に規定する許認可等をいう。以下この項において同じ。)であつて、当該許認可等

国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

(随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用)

第一条の六 第一条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定は、法第百九条第四項(随意契約による売却)において準用する法第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述) り買い受けようとする者」と、同項第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替えるものとする。 る者」と、同条第二項中「の入札等をしようとする者は」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者は」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約によ と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとす しようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」 入札等をいう。以下この条及び第一条の五第二項において同じ。)をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等を の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する

- 前条第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは、「を随意契約により買い受けさせようとした者」と読み替えるものとする。 前条の規定は、法第百九条第四項において準用する法第百六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書(調査の嘱託)に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、
- **第一条の七** 法第百十三条第一項(不動産等の売却決定)に規定する財務省令で定める日は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの期間内で国税局長、税務署長又は税関長が指定する日(法 その結果が明らかになつた日)とする。 第百六条の二(調査の嘱託)(法第百九条第四項 (随意契約による売却) において準用する場合を含む。) の規定により調査を嘱託した場合であつて、 同日までにその結果が明らかでないときは、
- 公売期日等(法第百十一条(動産等の売却決定)に規定する公売期日等をいう。次号において同じ。)から起算して七日を経過した日
- 公売期日等から起算して二十一日を経過した日

(不動産の売却決定期日)

(身分証明書の交付等)

- 第二条 国税局長、税務署長又は税関長は、法第五章第六節第二款(財産の調査)の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは捜索をし、又は法第百四十六条の二(事業者等への協 - 国税局長、税務署長又は税関長は、国税を収納する職員に、国税収納官吏章を交付しなければならない。 力要請)の職務を執行する徴収職員に、法第百四十七条第一項(身分証明書の提示等)の身分証明書を交付しなければならない。
- 2
- 3 4 前二項に規定する職員は、国税を収納する場合又は国税の徴収に関する処分若しくは滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する場合において、その納付する者の請求があつたときは、国税局長、税務署長又は税関長は、国税の徴収に関する処分又は滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する職員に、歳入歳出外現金出納官吏章を交付しなければならない。 国税収
- 官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章を提示しなければならない。

芸又はこの省令の規定こより乍成する書面のうち、欠の表の上欄こ掲げるものの策式及び乍成の方法は、それぞれ司表の下欄こ掲げる書式こ定めるところこよる。

第三条 - 海ブにこの名字の規定には当代反情を書面の立ち、辺の妻の山棚に掛けるものの相互及と作成のブ海に、それそれ同妻の田棚に掛ける書声に気めるところにはる	
法第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の納付通知書及び法第二十四条第二項前段(譲渡担保権者の物的納税責任)の書面 別紙	紙第一号書式
法第三十二条第二項の納付催告書	紙第二号書式
法第五十四条(差押調書)の差押調書	紙第三号書式
法第六十二条第一項(差押えの手続及び効力発生時期)及び法第六十二条の二第一項(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)の債権差押通知書(第三債務者に対する別紙	紙第四号書式

ものに限る。)

|押え)において準用する場合を含む。)及び法第七十二条第一項(特許権等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押書 法第六十八条第一項 法第六十二条の二 第 (不動産の差押えの手続及び効力発生時期) 項の債権差押通知書 (電子債権記録機関に対するものに限る。) (法第七十条第一項 (船舶又は航空機の差押え) 又は法第七十一条第 一項 自 動 車、 建設機械又は小型船舶の差別紙第五号書式 紙 第四号の一 書式

法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書 法第七十三条第一項 (電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書 (発行者に対するものに限る。 別紙第六号書式

法第百四十六条第一項(捜索調書の作成)の捜索調書 |法第百三十一条(配当計算書)の配当計算書 法第百十八条(売却決定通知書の交付)の売却決定通知書 法第八十六条第一項 法第八十二条第一項 |法第七十三条の二第一項の差押通知書(振替機関等に対するものに限る。) (参加差押えの手続)の参加差押書 (交付要求の手続)の交付要求書 別紙第六号の二書式 別紙第十一号書式 別紙第十号書式 別紙第九号書式 別紙第八号書式 別紙第七号書式 別紙第六号の三書式

|法第百四十七条第一項(身分証明書の提示等)の身分証明書並びに前条第二項の国税収納官吏章及び同条第三項の歳入歳出外現金出納官吏章 通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。 法第六十七条第四項(差し押さえた債権の取立て)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第五十五条第二項 (納付委託) 0 納付受託証書の様式及び作成の方法は、 別紙第十二号書式

3 令第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)の納入告知書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則別紙第二号書式又は第二号の二書式にこれらの書式中「納税告知書」を とすることその他所要の調整を加えたものによる。 「納入告

- この省令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律 (昭和三十七年法律第六十七号)の施行の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、 当分の間、 所要の調整をして使用することができる。

則 (昭和四〇年八月一三日大蔵省令第四九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

(昭和四一年三月三一日大蔵省令第一七号)

抄

の 省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(昭和五四年一月一八日大蔵省令第一号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

則 (平成一四年三月二九日財務省令第二一号)

```
2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     1
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       第二条
                                                                            (施行期日)
                                                                                                                                                                           (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          (経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (施行期日)
                                        (経過措置)
                                                                                                                                     (経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                     (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         一条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。
                                                         この省令は、令和五年四月一日から施行する。
                                                                                                                この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、
                   改正後の国税徴収法施行規則第一条の四の規定は、この省令の施行の日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売について適用する。
                                                                                                                                                       この省令は、令和三年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                        この省令は、令和元年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                              この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成二十年一月四日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附
則
                                                                                                                                                                                              附
                                                                                                                                                                                                                                                                                            附 則 (平成三一年三月二九日財務省令第一三号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     第五条の規定による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 則
                                                                                                                                                                                             則
                                                                                              則
                                                                                                                                                                                                                                                       則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則 (平成三〇年三月三一日財務省令第二四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (平成二〇年一一月二六日財務省令第六九号)
(令和五年三月三一日財務省令第一八号)
                                                                                                                                                                                                                                                      (令和二年三月三一日財務省令第二〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (平成一九年三月三〇日財務省令第一八号)
                                                                                              (令和四年三月三一日財務省令第二二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (平成一五年三月三一日財務省令第三六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (平成一四年一二月二七日財務省令第七二号)
                                                                                                                                                                                             (令和三年三月三一日財務省令第二〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                       抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   抄
                                                                                                                  当分の間、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     当分の間、
                                                                                                                  これを取り繕い使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      所要の調整をして使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (平成二十一年一月五日) から施行する。
```

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

別紙第一号書式 (昭41歳令17・全改、平14財令21・平15財令36・平31財令13・一部改正)

		項	条第		dut.	双法第	国税衡収法第	IHI		となる法	との根拠		なれる	二次納税義務を課されるこ	祝義多	八次純	第(が原り	あなたがこの神の規定
八曲	は歳入代理	代理店若しくる	点	M.) 本点 , 型 務 場	(銀行の)	日本紀 八八記	易所	納付場)	Ш		月	件					嫌惡	納付の期限
田										あなたが第二	かなった	17 17 14	1処分費に 金額	野熟処が	及び締約	を国内が発送	税者の滞納国税 義務者として納	据 路機 路数	上記納沙次納税
		"				`	,												华
		"				`	,											 	挠
		"					"												H
		法律による 金額 円	丑			いたる氏	法金金箔	丑		田	田								裞
妣	痲	滞納処分費	税	4	土	帮挖	湖 湖	挠	加算	加算税	焼	₩	頭	納期	Щ	挠	極	併	
								ななる	氏名又は 名								肥	 #}	納税者
477	٧ (٢)	下記金額の第二次納税義務を負	第二沙	を類の	記金		1 7 m	5分費	バ帯納処	下記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき、 して下さい。	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	記納税者の (下さい。	大りは	こより、ごに終本	別別に出版	下記法律の規定 、納付の期限ま	一个型型	9 5	あなたは、 りましたので、
圕	名		冺	叫											爂		名又は名称	ra X	戌
				異現	税務署											務者	兇		果 往
Щ		年月														ţ.	<u> </u>		∯ I
						#		独	fante	f 通	本	瓷							

Jyl.

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 居所、事務所又は事業所が用いられている場合には、当該居所、事務所又は事業所を住所欄に記載するものとする。
- 窓付き封筒を用いる場合には、あて先欄は、日本産業規格に適合するように位置及び大きさを定めるものとする。
- 必要があるときは、所要の事項を付記し、又は納付場所の記載を変更することができる。
- しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。 国税局又は税関において発行する場合には、この書式中「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「国税局長」若
- 要の調整を加えた書式によるものとする。 法第24条第2項前段の書面については、この書式中「納付通知書」を「譲渡担保権者に対する告知書」とすることその他所

別紙第2号書式 (昭41歳令17・全改、平14財令21・平15財令36・一部改正)

収納機関の窓口に備えてあります。	主義	関の窓口に	納機區	◎納付書は、収							
珥	大	二次納税嘉	※ 第二	上記納税者に係る第二次納税義務者 としてあなたが納付すべき滞納金額	上記線	名回			Ж	税務署長 官	
		柊	1/4			Щ	川	併	·	納付催告書発付	
		名又は	釆	ঝ	継						
		熈	Ĥ	[<u> </u>					年 野	
			-								
代理店若しくは歳入代理店)又は当税務署に、至急納付して下さ	にまれる	代理店)ス	歲入付	若しくは	代理点						
書で、日本銀行(本店、支店、	落 本:	ています。	なり	のとおり滞納となつています。納付書で、	470					第二次納税義務者	
あなたにまえに納付通知をした第二次納税義務に係る国税が下記	た第	计通知を]	江谿	ただまえ	かな						
		#		和	产	李	<u></u> .	绺			

無差

第1号書式備考1から5までは、この書式について準用する。

別紙第3号書式 (昭41歳令17・全改)

斨 描 焩 # 併 耳 Щ

税務署

官民

留名

下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、国税徴収法第54条の規定により、この調

書を作ります。

		税等	囲	維 箞		滞納者
$\overline{\omega}$					併	Ĥ
(松学,					極	严
数量					梵	
1					Щ	
性質及						
.及び所在)					撫	
角					河	
					Ħ	
				迅	烧	
					ju :	
				田田	算院	
					± ±	用 俗
					餌	氏名又は 格 券
				田	塔	は称
				会 海 韓	魠	
	*	*	"	₹ 9~	雏	
				る氏	苑	
					迣	
					4	
				田	苑	
	*	*	"	法律による 金額 円	滞納処分費	
					龕	
					淅	

j)

- 第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。
- Ø を加えることができる。 又は法第159条第1項若しくは国税通則法第38条第3項の規定により差し押える場合には、必要な事項について所要の調整 第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、法第24条第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合
- 適用を受けて差押調書を作成する場合には、その証書の名称その他必要な事項を「差押財産」欄に附記するものとする。 法第65条(法第73条第5項において準用する場合を含む。)の規定による証書の取上げに際し、令第28条第2項の規定の
- る事項のほか、捜索及び立会いに関する事項又は差押財産の保管に関する事項を記載することその他所要の調整を加えるこ とができる。 法第146条第3項の規定の適用がある場合又は差押財産を滯納者若しくは第三者に保管させる場合には、この書式に定め

別紙第4号書式 (昭41歲令17・全改)

溺	湘 群	华	塔	H	納	鎌	織貨物	なお	差押	ન 뾉	氏名又は名称	Ħ	継川	
介	債権						格権 推権		貴権	の雑	Z(t	严	三债務者	
摭	 <u> </u>					年	Ť.	の通	ď,	怒風	名卷		辨	
河	類及					極	熈	を対	커	死死				
	種類及び額)					苑		がけ	國 (0)	び締	_			
						Щ		この通知を受けた後は	差押債権は、下記の履行期限ま	下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の債権を差	爂			
						郊		1	## ##	費				
						期		権	2	變」				
						冠		押门	当党	DZ F				
						H		支払,	でに当税務署(3 te 3				氟
					正	娆		債権者に支払つてもその支払は無効です	に支払って下さい。	À				촮
						ДĦ		74	77	部				煮
					且	算税)支热	긆	無人				tilie
					1	t m		は独	3	老者				举
						口質	名又は、学	張妙で		単し、単				漸
					田	棾	22条	4		手がま				(##fu
					法律 金額	魠				촨				ኅ
		*	*	*	TT.	菲								with
					る田	税								#
						迣						税務署		
						41					叫	тыт		
					正	慦					冺			
					法律	瓣	1							
		*	*	*	[7]	滞納処分費							併	
					よ る田	分費							_	
						痲							川	
						妣					金		Щ	

主動

別紙第4号の2書式 (平20財命8・追加、平20財命84・旧別紙第4号の3書式繰上)

差押電子記錄實権	4	然	H	作 符	É	滞納者	FO.1	下記の	砂	用	4	
(釐					平衡	住所	の通知を受け	締約国	檪	在	債権記録:	
類及で					烧		けた後に	税及び			機関	
び額					Щ		ご差押	带納久				
					納期限		甲電子記錄,	税及び滞納処分費を徴収す				
					, 		債権	存取)	爂			
							19	Na				氟
				田	热)電子記(ため、				縮
					加質		祭り	下記の電				揺
				田	税		しても	の間で				猫
					ħΠ	民名名	740	子記録債				
				田	算税	は女は	子舞(積権				連
					消	2,,,,	子記録は	、権 を				粕
	"	"	"	法律による	雏		淮	料		挖		#
				る金額 円	撘		多つず	₩ ₩		榝		
					世		, A	争		晰	L'A.	
					41						年	
				田	挑				ψ		川	
	"	"	"	法律による金額 円	滞納処分				冺		Ш	
				田盤	費				₩			
					舗							
					摊				<u>(B</u>)			

主地

別紙第 5 号書式 (昭41歳令17·全改)

差押財産	4	税金	H	市瓷	É	滞納者	下記の	氏名又は名称	油型	첆納者	
0					併	Ħř.	勝利	设			
(A 学 大					極	Æ	国税]	祭			
数量、					烧		及び滞組	瀴			
和					Щ		为処分	×₽			
性質及び所在)					納期限		下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、				
Ŭ					₩		±37				湘
				丑	挠						HIL
					ħħ		기 캠				
				且	箅 税		下記の財産を差				
					ħμ		を悪し				莊
				丑	箅 税	名又なな巻	し描えま				
				法律	渐		수				
	*	*	*	77 77	維						1
				る円	挑						
					挫						
					4						
				田	税				袋		
	"	"	"	法律による 金額 円	含			恒果	税務署	年月	
					瘟					Щ	
					紪			金		Щ	

主教

別紙第6号書式 (昭41歳令17・全改)

差押財産	4	机 維	H	6 筏	É	海納者 (権利)	下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、	氏名又は名称	庄 J	第三債	
0					併	衎	語約	名は	严	務書	
(名琴,					極	콘	国税.	停		华	
数量					撘		及び滞	礟			
1					Щ		静納処				
性質及び所在)					極	-	份費				
び所					进		多多				
(充					凝		(収す				
					₩		がかか				洲
				田	揿						,,,
					加		TIME				盐
					算		下記の財産を差				
				田		77 tm	多名				漸
					加算	凡谷	難し増				
				田		なな	手えま				绀
				法律金額	渐		4				
	*	*	*	1 7	雏						#
				よ る円	挠						
					坐						
					41						
				田	梵				₹₩		
				法律金額	機器				税務署		
	*	*	*	7	滞納処分費			卟	-4/44	併	
				る円	黄			凩		且	
					寉						
					裁			金色		Щ	

離地

別紙第6号の2書式 (平20財命84・追加)

							,						
光 甲 張 莽 社 遺 等	4	税金	H	# 浴	É	滞納者	***	差押	下記の締	松	更		
					併	TH.	(1	振替	が維		侑		
緇					極	坚	画の	社債	納国	穄	书	辨	
類及					热		の通知を受けた後は、	、等について金銭の支払等をす	税及び滞納処分費を徴収す				
Z,							が に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	7	親び				
产					Щ		た後	₩	熟処				
×					約は		134	鍛り	分費				
は数					期 惡		機能		多名	礟			
* ·					<u>₩</u>		滞納者に履行	を動い	如沙	κ			
					γı		凝	かから	57				湘
				田	挠		ر با	5場合	ため、				
					ħΠ	1	6	まには	램				描
					単		69	•	10				
				田	塔		順介	当院)振替社(嶣
					加算	凡 佑	121	番級	社債等				
				田田	草苑	文は称	してもその履行は無効です	に対して	14				粕
				法律	渐		at.	$\frac{7}{7}$	掤				
	"	*	*	ا پر	雏			履行	し推さ		挖		1111
				る金額 円	热			7	₩ %		拨		
				,ш,	<u></u>			\wedge	Å		州		
					4			ださい。			-,	併	
				田	 挖			6		叫		正	
										n-d			
				法律による	滞納処分費					凩		Щ	
	"	"	"	よる金	四分3					12			
				日類						7位			
					褔								
					掀					(B)			
							1						

主教

別紙第6号の3書式 (平20財令84・追加)

差押振替社實等	4	哲 産	H	6 筏	¥	- - - - - - - - - - - - - -	ر ت ر ت	ᅱ	梲	콘	抗	
			l I		併	前)通失	語の雑		柏	替機関	
一種					神	型型	外外	影物垣	櫒	离	等	
蒼					幣	-A1	きけた	11税区				
及び					415		後	¥,03				
が額					Щ		差	滞納国税及び滞納処分費を徴収す				
×					瘀		押振	业分割				
£ \$1					糖		替托	多名				
数					戸		等	受公	孁			
					K		り讃	6)/(嶣
				珥	揿		の通知を受けた後に差押振替社債等の振替又は抹消をしてもその振替又は抹消は無効です。	ため、				
					ħΠ		は挟					举
					餌		金	門				
				田	梵		7	整整				漸
					ju j	氏名	45 14	下記の振替社債				
				田	算説	又は称	の讃	等必差				独
					渐		格区	一選				
	"	*	"	# だ た	雏		は抹	り描さ		撘		1
				法律による金額 円	塔		消は	₩ ₩		裁		777
				— ; <u>m</u> ,			無然	À		漏		
					<u> </u>		かごす			(14	併	
					. 游		٥		叫		川	
				田前					TI-FÎ			
	"	*	"	法律による金額 円	滞納処分費				凩		Щ	
	,	,	,	が 上 金	±64				77			
				掛					<i>₩</i>			
					褔							
					掀				(13)			

主地

別紙第7号書式 (昭41歳令17・全改、昭54歳令1・平30財令24・一部改正)

							944					
交付要求に係る財産産産	华	热	H	納	雏	滞納者	* *	下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、	名蓉	所在地	要求先の勢行機関	
£€					併	Ĥ		影約国	₩.	ΓŒ	⊕ ⊘5	
(祵	熈		辣灰			沿	
数 ■					税			で ・ で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	爂		麗	
1					Щ			纳処分				
性質及び所在)					納期)曹冬				
野 (本)					麗			受し				
					₩			するた				⅓
				丑	揿							
					加;			下記の				牵
				丑	箅 税			下記の財産について、				
					μţ			7				畑
				田	箅 税	氏名又は 名		Ř				₩
				会額1	渐			国税律				
	*	*	*	~~ (~)	瓣			数収法				1111
				よ る円	梵			第82				
					<u></u>			条無		S-11		
				丑	子 莵			1項の	啦	税務署,		
)規定	承	प्राप प्राप		
	*	"	*	法律 会額 ご	滞納処分費			الم الم	21,		併	
				よ る氏	分費			国税徴収法第82条第1項の規定により、交付要求をし			川	
					龕			な仕要	464		Щ	
					妣			交茶	名回		Щ	
	1											

ΔÌ

Ø

- 第1号書式備考1から5までは、この書式について準用する。
- **悪の調整を加えるものとする。** 交付要求に係る強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合には、その手続に係る事件の表示を記載することその他所
- 定をした行政機関等」とする。 る。)につき滞納処分が行われた場合において、交付要求をするときは、この書式中「執行機関」とあるのは、「換価執行決 滞納者の不動産(換価執行決定(法第89条の2第1項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。)がされたものに限
- をする場合には、必要な事項について所要の調整を加えることができる。 第二次納税義務者若しくは保証人として納付すべき国税又は法第24条第1項の規定により徴収する国税について交付要求
- 法第22条第5項の規定により交付要求をする場合には、同条第1項の規定により徴収しようとする金額、同項に規定する

質権者又は抵当権者の住所及び氏名又は名称並びに同条第5項の規定により交付要求をする旨を記載することその他所要の

1、法第23条第3項において準用する法第22条第5項の規定による交付要求をする場合について準用する。

調整を加えることがだめる。

旨を記載することその他所要の調整を加えることができる。 法第159条第9項(国税通則法第38条第4項において準用する場合を含む。)の規定により交付要求をする場合には、その

別紙第 8 号書式 (昭41歳令17・全改、昭54歳令1・平30財令24・一部改正)

4 滞納者 下記の国税及び滯納処分費を徴収するため、下記の財産について、国税徴収法第86条第1項の規定により、参加差押えをしま 参加差押 財 產 H 兞 所在地 箒 峞 維 沝 参加差押先の執行機関 撘 Ĥ 併 (名称、数量、性質及び所在) 椰 严 嵆 礟 Щ 徔 摭 凝 $math{\cancel{k}}$ 缈 耳 铳 甘 ijΠ 褌 菸 珥 揣 加算税 田 莊 法律による 金額 円 渐 菲 * * # 嵆 世 税務署長 4 官民 兛 丑 法律による 金額 円 滞納処分費 併 7 * 川 龕 **始** 图 Щ 掀

垂桃

第1号書式備考1から5まで並びに第7号書式備考3、4及び7は、この書式について準用する。

別紙第9号書式 (昭41歳令17・全改)

7								編	ᅱ	
代金納付年月日	栅	翠	た	~	苎		扺	滞納者	対対ななの記述である。	買受
4年月								Ĥ	なななるなど	#,> -
Ш								熈	を対し、対象	
									重型	
							枚		産 殿の	
							柊		売	
							和		疾后	
									殿 :価財産の売却決定をしました。	売
							及び		;;	rilli:
併							が用		(),	进
							产往			栄
一										
								民名		紤
								氏名又は 名		漸
Ш							樊	谷称		4
							• •			知
										#
							lanher		Ŕ	į.
							重		於 發 一首	# #
							虎		k Æ	П
							进			半
										月
							亩		464	ш,
						正	盤		名回	Щ

2

- 第1号書式備考1から3まで及び5は、この書式について準用する。
- 換価財産の種類に応じ必要があるときは、記載事項について所要の調整を加えることができる。

別紙第 10 号書式 (昭41歳令17・全改、昭54歳令1・一部改正)

電 当 計 算 書	서	>	M		華	本外中					
算 書 税務署長	債権者の住所及び氏名又は名称			価財産等の名	本	ることとなりましたので、国税徴収法	受入欄に記載の換価代金等については				
算 書 税務署長	税務			教		第131条	T. 첫配(围
算 書 税務署長	署長が確			頯		の規定に	つ交付期				账
	認した 債			以			日及び場				#\\psi_
	権額			平	历名又25 名	この計算	所におい				御
	配当順位					書を作りまっ	、て支払欄又				#
				₩			は残余ら		.>⊬		
	Line Line						金欄に記		范務署長		
で で で 四 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	₩							爪	••	併	
							ある問			川	
			丑	額			をお入場	名回		Щ	



第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。

別紙第 11 号響式 (昭红蕨令17・全歌、平30吋令24・令 3 财令20・一部改正)

より、この調書を作ります。 捜索した場所 又 は 物 첆納者 下記の滞納国税及び滞納処分費につき滞納処分のため、下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定に \mathbb{H} 帶 兞 慾 雏 併 Ĥ 祵 熈 嵆 Щ 瓷 撫 斌 ₩ 摸 丑 嵆 ĦΨ 褌 胀 丑 兞 氏名又は 名 孝 Ħ 算税 胐 丑 法律による金額に出 渐 # 菲 * = * 揿 型 税務署 41 兞 丑 啾 法律による金額円 冺 滞納処分費 併 * ~ * 压 龕 留名 Щ 沝

(立会人	輸	捜索した
(の署名)	滩	T 事
		平
		月
		Щ
		4
		訵後
		₩
		۵ پ
		#
		訵後
		帮
		み

栅板

- 第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。
- 令第52条第1項ただし書の規定に該当する場合には、「滞納国税等」欄を省略することができる。
- ることができる。 必要があるときは、この書式に定める事項のほか、差押財産の保管に関する事項を記載することその他所要の調整を加え

別紙第 12 号書式 (昭40歳令49・昭41歳令17・平31財令13・一部改正)

第 号 微 収 職 員 証 票 税 務 署 官 氏名 年 月 日生 年 月 日 交付 税務署長 印

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙とする。
- 2 国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章については、上記書式中 「徴収職員証票」とあるのは「国税収納官吏章」又は「歳入歳出外現金出 納官吏章」とする。
- 3 徴収職員証票の交付を受ける職員が、国税収納官吏又は歳入歳出外現金 出納官吏であるときは、上記書式中「徴収職員証票」の下に「国税収納官 吏章」又は「歳入歳出外現金出納官吏章」と並記することにより、国税収 納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章に代えることができる。
- 4 第1号書式備考5は、この書式について準用する。